

台風第 19 号に係る情報伝達のあり方について（基本的事項）

1 災害対応体制

10 月 12 日（土）

午前 10 時 台風第 19 号の接近に伴いいわき市水防本部を設置

午後 7 時 10 分 避難指示（緊急）の発令に伴いいわき市災害対策本部に移行

いわき市水防計画書(抜粋)

第 3 章 水防本部等の設置

1 水防本部設置基準

水防管理者は、洪水等についての水防活動に備え、次の事態が生じたときからその危険が除去され、概ね水防活動が終了したと認められるまでの間、いわき市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

(1) 法第16条による水防警報が通知されたとき。

（水防警報が発表される河川・海岸は別表第 6（P63～P66）のとおり。）

(2) 大雨、洪水の各気象警報及び特別警報が発表されたとき。

(3) 高潮、波浪の各警報及び大雨、洪水、高潮、波浪の各注意報が発表され、諸状況を判断の上、設置の必要があると認めたとき。

(4) その他、水防管理者が必要であると認めたとき。

2 地区水防部設置基準

各地区水防部長は、水防本部設置基準に準じて地区水防部を設置する。

第 4 章 水防本部等の組織

水防本部等の組織は、次のとおりとする。

なお、第 7 章第 6 節（P11）の基準により災害対策本部が設けられた場合、水防本部（地区水防部）はこの組織に移行する。この場合、組織体制は、いわき市水防計画第 6 章に記した水防本部及び地区水防部の事務分掌及び職員配置を維持して移行するものとする。

第 7 章 水防活動体制

第 6 節 水防本部から災害対策本部への移行

気象警報が発表され、水防本部または地区水防部が設置されている場合、災害対策本部への移行は、次の基準による。

1 洪水予報河川及び水位周知河川等において、氾濫危険水位に到達し水防本部長により避難指示（緊急）が発令されたとき。

2 土壌雨量指数の基準超過に伴う土砂災害警戒情報が発表され、水防本部長により避難指示（緊急）が発令されたとき。

3 気象特別警報が発表され、水防本部長が体制の移行を必要であると認めたとき。

2 避難勧告等の伝達手段

東日本大震災の教訓（当時、市ホームページへの掲載や FM いわきによる緊急割込み放送、更には沿岸部を中心に設置してある防災行政無線（屋外拡声子局）による広報）から、防災情報等を迅速かつ的確により多くの市民の皆様へ周知するため、特性の違う複数の手段を導入したところであり、今回の台風第 19 号の際には、市地域防災計画（風水害対策編）に基づき、

これらの手段等を活用するほか、消防署等の広報車両を活用した避難情報の伝達を実施したところである。

【参考】

水防本部関係

市水防計画書（抜粋）

第12章 避難

第1節 避難所の設置及び避難勧告等

水防本部長は、法第29条に規定する洪水、雨水出水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要区域の居住者等に対し、別表第11（P91～P99）に定める避難所へ避難するよう勧告又は指示（緊急）するものとする。

地区水防部において、避難勧告等の発令が必要と判断される場合には、各地区水防部マニュアルの地区水防部行動フロー（河川編）に基づき、水防本部長の判断を仰ぐものとする。

ただし、被害の危険が目前に迫り、緊急に避難の必要があり、水防本部長の判断を仰ぐいとまがないときは、地方自治法第153条第1項第1号の規定に基づき、各部隊長（消防部隊にあっては部隊長又は副部隊長、地区水防部にあっては部長又は副部長）の判断で勧告又は指示（緊急）を行い、直ちに水防本部長に報告するものとする。

なお、地すべり等の土砂災害により避難の勧告又は指示（緊急）を行う場合は、災害対策基本法第60条の規定に基づき、市長が行うものとする。

第5節 避難勧告等の伝達方法

2 避難勧告等の伝達手段

次のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><住民等への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機） <input type="checkbox"/> いわき市防災メール <input type="checkbox"/> 広報車・消防車両 <input type="checkbox"/> 自主防災組織（地区・自治会）の会長・・・FAX、電話 <input type="checkbox"/> 市ホームページへの掲載 <input type="checkbox"/> いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）への依頼 <input type="checkbox"/> いわき市民コミュニティ放送（FMいわき）への防災行政無線又は緊急電話放送装置による緊急割込放送 <input type="checkbox"/> 緊急エリアメールの送信 <input type="checkbox"/> SNS（フェイスブック・ツイッター）による広報 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第8章 水防巡視等

第1節 水防巡視

2 水防本部長及び各地区水防部長は、はん濫注意水位に達した旨の通知を受けたときは、直ちに関係消防支団長に通報するとともに、「水防信号」により地域住民に周知し、さらに必要な団員を召集し、警戒及び水防活動等に当たらせるものとする。

第2節 水防信号

水防信号は、福島県水防信号規則（昭和24年福島県規則第91号）の規定に基づき、次により行うものとする。

(1) 信号の種類及び内容

水防信号の種類及びその内容は、次のとおりとする。

信号の種類	信号の内容
第 1 信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの。
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

災害対策本部関係

市地域防災計画（風水害対策編）（抜粋）

第 3 章 災害応急対策

第 10 節 避難対策

3 各主体の責務

(2) 市の役割

ア 市長は、避難情報の発令基準を明確化し、河川水位、降雨量等が予め設定した基準に達したとき、または危険と判断したときは、躊躇することなく避難情報（準備、勧告、指示）を発令する。

ウ 避難情報等については、防災行政無線、携帯メール（防災メール、緊急速報メール）、ホームページ、テレビ、ラジオ（FM いわきへの緊急割込み放送を含む。）、広報車など多様な手段を併用して一斉・迅速・確実に行う。危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。

4 避難の指示・勧告等

避難指示（緊急）や勧告の発令は、それぞれ以下の法律により定められたところによる。

(1) 実施責任者

発令者	避難指示（緊急）・勧告等を行う要件	根拠法令
市長	災害に関する予報や警報の通知を受けたときは、必要に応じて避難のための立退きの準備（避難準備・高齢者等避難開始）を通知または警告する。 市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、勧告または指示を行う。	災害対策基本法第 56 条第 2 項 災害対策基本法第 60 条

【台風第 19 号における避難情報の伝達手段】

緊急速報メール （エリアメール）	平成 24 年	より迅速に災害情報を伝達するため、気象特別警報をはじめ、緊急地震速報や国民保護情報など、緊急性の高い情報を発信するメールサービス。 （制限：件名 15 文字、本文 200 文字以内）	携帯電話（一部の機種を除く）を所有し、受信エリアに位置するすべての市内在住者
市防災メール	平成 25 年	気象情報をはじめ、避難情報や火災情報、更には防犯情報等の緊急性の高い情報を発信する登録制のメールサービス。 （制限：件名 150 文字、本文 5,000 文字以内）	登録者（17,870 人） ※R1.10.12 現在

災害情報共有システム (Lアラート)	平成25年	市が発令する避難勧告等の災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とするもの(主なものとして、TVの文字放送や緊急速報メール)	市全域
市ホームページ	—	気象庁からの気象情報等については、防災メールと自動連動(一部を除く) 市が発令する避難勧告等については手動で掲載	市全域
SNS ・市フェイスブック ・市ツイッター	平成26年	フェイスブックは手動で掲載 ツイッターはフェイスブックと自動連動	市全域
FMいわき	—	防災メールの内容を即時放送	市全域
消防署等の広報車両	—	消防車、消防団車両による呼びかけ	対象地区

3 避難勧告等の発令基準(別紙1参照)

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、いわき市地域防災計画(風水害対策編)において「水害(河川災害)」及び「土砂災害」に係る避難指示(緊急)・勧告の発令基準を設定している。

また、二級河川における各水位観測所の設定水位については、いわき市水防計画において設定している。

4 台風第19号における避難勧告等の情報伝達(メール配信)の手順

河川災害 (担当:河川課)	<ol style="list-style-type: none"> ①気象庁の気象情報(台風情報)等により、本市を通過する旨確認 ②今後の降雨予測を踏まえ、福島県河川流域総合情報システムを活用し、洪水予報河川・水位周知河川における水位を観測 ③気象庁・福島県・本市雨量計の情報により雨量を観測し河川の今後の水位を予測 ④各河川の避難情報発令水位に応じて各地区本部と避難情報発令の準備 ⑤各地区本部より河川課へ避難エリア・開設避難所についての報告 ⑥各地区本部より水防団へ広報活動の依頼 ⑦河川課職員がエリアメール・防災メールの送信文作成 ⑧危機管理課へエリアメール・防災メール等の各種システムの操作を依頼し、避難情報発令 	気象庁 福島県
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

土砂災害 (担当：危機管理課)	①気象庁の気象情報（台風情報）により、台風が本市に接近する旨確認 ②今後の降雨予測を踏まえ、福島県河川流域総合情報システムを活用し、土砂災害警戒判定メッシュ情報※の判定区分（危険度）を確認 ③土砂災害発生の危険度（発令基準）に応じて、危機管理課職員がエリアメール・防災メール等の各種システムを操作し、避難情報を発令 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※「避難勧告」については、地域防災計画上、「土砂災害警戒情報が発表され、降雨継続による土砂災害発生の危険度が高まった場合に発令する」こととしているが、降雨予測やメッシュ情報の推移、更には夜間に極めて危険な状況になることが予想されたことから、土砂災害警戒情報の発表を待たずに、市内全域を対象として発令した。 </div>	気象庁 福島県
--------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

※「土砂災害警戒判定メッシュ情報」：大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で色分けして示す情報

5 避難情報発令件数（10月12日～13日） ※避難情報解除は除く

避難準備・高齢者等避難開始		1件	河川・土砂災害共通
避難勧告		4件	
内訳	河川災害	(3件)	新川、好間川、矢田川、仁井田川、大久川、藤原川
	土砂災害	(1件)	市内全域
避難指示		19件	
内訳	河川災害	(15件)	新川、好間川、大久川、鮫川、宮川、夏井川、仁井田川、藤原川、蛭田川、釜戸川
	土砂災害	(1件)	市内全域
	ポンプ場	(3件)	林城ポンプ場、島ポンプ場
災害発生情報（河川のみ）		4件	新川、夏井川

6 主な課題

地域防災計画等に基づき、多様な手段を活用して防災気象情報に応じた避難情報の伝達を実施したが、伝達の内容が「分かりにくい」、消防車両等による広報が「聞こえなかった」との声もあることから、高齢者をはじめ情報弱者に対する効果的な情報伝達のあり方について早期に検討する必要がある。

なお、情報伝達に係る実態については、今後実施予定（実施主体：福島県）の被災者アンケート調査の結果を踏まえ把握するものとし、実態に応じた必要な対策について検証委員会において検証していただくものとする。

7 検証内容

検証の視点	現行の対応	課題	市の改善策	意見
情報（状況）把握の方法について				
情報伝達の基準等について （基準・タイミング・手順）				
伝達内容（伝達文）について （対象地域の設定に問題はなかったか、避難の必要性を理解できたか）				
伝達手段について （防災行政無線の設置、防災ラジオ、固定電話への発信システム等の必要性はあるか）				
情報伝達に必要なことについて				
その他（避難情報やハザードマップに係る住民への周知・理解促進の取り組みについて）				

【課題：重大度】 A 最重要な課題、B 重要な課題、C 課題

河川氾濫・土砂災害に係る避難勧告等発令基準について（令和元年10月1日現在）

1 いわき市地域防災計画

第3章 災害応急対策

第10節 避難対策

4 避難の指示・勧告等

(2) 避難指示（緊急）・勧告の発令

① 避難指示（緊急）・勧告等発令の基準

内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、避難指示（緊急）・勧告の発令基準を次のとおり定める。

イ 土砂災害（令和元年10月11日 改正）

事 象	発表・発令の基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、さらなる降雨の継続により土砂災害発生の危険度が高まると予測される時 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが予測され、当該地区において孤立世帯が発生することが想定される時 ・強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近または通過することが予想される時
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、さらなる降雨の継続により土砂災害発生の危険度が高まった時 ・土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された時
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生する恐れが極めて高い状況等において、緊急又は重ねて避難を促す時 ・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある時

1 いわき市水防計画書

第12章 避難

第3節 避難勧告等の発令基準

1 河川洪水

避難勧告等の判断基準は次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部の降雨量、水位状況、暴風域等の状況及び近隣での災害発生状況等広域的な状況把握に努めること。
- (2) 雨量や水位等のほか、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

○河川はん濫における避難勧告等発令基準

区分	発令基準	判断基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	はん濫注意水位を超え、避難判断水位に到達することが予見される場合	雨量の状況や今後の気象情報等から、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
避難勧告	避難判断水位に到達した場合	現場の水防団、河川管理者、气象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。
	堤防の決壊及び決壊につながるような漏水の発見、又は通報があった場合	水防本部は、近隣の水防活動中の水防団に現状を確認させ、河川管理者と状況確認を行い、その情報を基に、水防本部と地区水防部と連携し、総合的に判断する。
避難指示 (緊急)	避難判断水位を超え、はん濫危険水位に到達することが予見される場合	現場の水防団、河川管理者、气象台等からの情報により、水防本部と地区水防部が連携し、総合的に判断する。

○二級河川における各水位観測所の設定水位一覧

No	河川名	量水標の名称	量水標の位置	消防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断水位	はん濫 危険水位	堤防高
1	大久川	大久雨量水位	大久町大久字滝尻	1.20	1.50	2.00※1	2.30※1	2.62
2		下神谷水位	平下神谷字亀下	4.20	4.60	5.50※1	6.00※1	6.80
3	仁井田川	須賀橋水位	四倉町細谷字堀込	3.60	4.10	4.40※1	4.90※1	5.70
4		戸山水位	四倉町戸山字北高柳	2.10	2.60	3.10	3.54	4.34
5		小川水位	小川町上小川字彦太郎5-6	2.00	2.40	3.00	3.75	5.20
6	夏井川	鎌田水位	平字鎌田17	3.70	4.50	6.35	7.00(7.35)※2	8.70
7		中神谷水位	平中神谷字前河原	3.80	5.10	6.90※1	7.40※1	8.69
8	好間川	好間水位	好間町上好間字大堰	2.00	2.50	2.60	3.43	5.06
9	新川	内郷水位	内郷白水町蛭内73-1	2.00	2.50	2.70※1	3.20※1	4.02
10		梅本水位	平字梅本	2.50	3.30	4.50	5.39	6.19
11	滑津川	上高久水位	平上高久字五反山	1.40	2.00	3.00※1	3.50※1	4.15
12	矢山川	鹿島水位	小名浜林城字塚前	2.10	2.80	4.50※1	5.00※1	5.83
13	藤原川	下船尾水位	常磐西郷町落合	2.50	3.40	3.40	3.86	5.48
14		南富岡水位	小名浜南富岡字中前	2.70	3.40	3.40	3.74	5.77
15	釜戸川	山部水位	渡辺町山部字六反山	2.90	3.30	4.60※1	5.10※1	5.70
16	鮫川	松原水位	仁井田町松原	3.50	4.70	4.70	5.34	7.00
17	蛭山川	窪山水位	勿来町窪山十条	2.20	2.50	2.60	3.16	5.05

※1 避難判断水位、はん濫危険水位が未設定の河川については、市が独自に暫定水位を設定し運用する。

※2 夏井川本川の鎌田水位については、福島県がはん濫危険水位を 7.35mから 7.00mに変更したが、同水系の支川の見直しが未実施であることから、従前の水位設定である 7.35mをはん濫危険水位として暫定的に運用する。

河川氾濫・土砂災害に係る避難勧告等の伝達について（令和元年10月1日現在）

1 水防計画書（河川氾濫）

第12章 避難

第5節 避難勧告等の伝達方法

1 避難勧告等の伝達内容

避難勧告等発令時の広報等による伝達内容は次のとおりとする。

避難準備・高齢者等避難開始伝達文（河川水位上昇編）

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、いわき市水防本部（〇〇地区水防部）です。
- 〇〇時〇〇分に、〇〇地区に、〇〇川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 〇〇川が氾濫する恐れのある水位に近づいています。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
 - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。
 - ・川沿いにお住まいの方については、避難を開始してください。
 - ・それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら、早めに避難をして下さい。
 - ・避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難して下さい。

避難勧告伝達文（河川水位上昇編）

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、いわき市水防本部（〇〇地区水防部）です。
- - ①〇〇川の水位がはん濫のおそれのある水位に到達したため、
 - ②〇〇川の水位が天端まで〇〇mに達し大変危険な状況のため、
 - ③〇〇川の水位が〇〇時間で〇〇m上昇し大変危険な状況のため、
 〇〇時〇〇分に、〇〇地区に、〇〇川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地区の方は、直ちに避難行動をとってください。
- また、定められた避難所に避難してください。
- またできるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。

避難指示（緊急）伝達文（河川水位上昇編）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。
- こちらは、いわき市水防本部（〇〇地区水防部）です。
- - ①〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、
 - ②〇〇川の水位が天端まで〇〇mに達し、堤防から水があふれる危険があるため
 - ③〇〇川の水位が〇〇時間で〇〇m上昇し、堤防から水があふれる危険があるため
 〇〇時〇〇分に、〇〇地区に、〇〇川に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- - ①まだ避難していない方は、直ちに避難してください。
 - 外が危険な場合、または、避難に大きな危険が伴う場合は、屋内の高いところに避難してください。
 - ②〇〇地区で水があふれました。現在浸水により、〇〇道は通行できない状況です。
 - 〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

避難指示（緊急）伝達文（河川堤防異常編）

- 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。
- こちらは、いわき市水防本部（〇〇地区水防部）です。
- 〇〇川河川堤防において、大規模な亀裂・大規模な崩落の発生が確認されたため、
〇〇時〇〇分に〇〇地区に〇〇川に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- ①大変危険な状態ですので、直ちに避難してください。
外が危険な場合、または、避難に大きな危険が伴う場合は、屋内の高いところに避難してください。
- ②なお、浸水により、〇〇道は通行できない状況です。
〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

2 市地域防災計画（土砂災害）

第3章 災害応急対策

第6節 災害情報の収集・伝達

9 災害時の広報（災害広報・広報案文）

【広報文の例】

1 気象情報の伝達文

- ◎ いわき市からのお知らせです。
〇月〇日 〇時〇分、いわき市に大雨警報（土砂災害警戒、浸水害警戒）、洪水警報が発表されました。土砂災害や河川のはん濫、低地の浸水などに警戒されますとともに、今後の気象情報に十分注意してください。

2 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文

- ◎ こちらは、いわき市水防本部（〇〇地区水防部）／いわき市災害対策本部です。
〇月〇日 〇時〇分、いわき市に土砂災害警戒情報が発表されました。
降り続く大雨により土砂災害発生の可能性が高まっていることから、〇時〇分、〇〇地区に対して避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
該当する地区の土砂災害警戒区域内やがけの近くなどにお住まいの皆さんは、いつでも避難できるように準備をして下さい。避難する際の荷物は、1日分の食料と飲料水のほか、非常持ち出し品など最小限に止めましょう。

- ◎ 〇〇地区の皆さん、避難の用意をしてください。〇〇町付近で火災が発生しています。飛火に注意してください。お年寄りやお子さんは安全な〇〇公園へ早めに避難してください。

3 避難の指示、勧告

- ◎ こちらは、いわき市水防本部（〇〇地区水防部）／いわき市災害対策本部です。
降り続く大雨により、〇〇川の水位がはん濫危険水位に達したことから、〇時〇分、〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。
該当する地区にお住まいの皆さんは、ただちに火の始末と戸締りをして最寄りの避難所に避難してください。また、ご近所で声をかけあい、お年寄りなどの避難にご協力をお願いします。

なお、道路の冠水などにより避難所への避難が危険と思われる場合は、最寄りの頑丈な高い建物へ避難するか、最もがけから離れた自宅の二階以上の場所へ移動してください。

◎ こちらは、いわき市水防本部（〇〇地区水防部）／いわき市災害対策本部です。

降り続く大雨により、〇〇川の堤防（〇〇地区）が決壊し、大変危険な状況であることから、〇時〇分、〇〇地区に対して避難指示（緊急）を発令しました。

該当する地区にお住まいの皆さんは、ただちに火の始末と戸締りをして最寄りの避難所に避難してください。また、ご近所で声をかけあい、お年寄りなどの避難にご協力をお願いします。

なお、道路の冠水などにより避難所への避難が危険と思われる場合は、最寄りの頑丈な高い建物へ避難するか、がけなどから最も離れた自宅の二階以上の場所へ移動してください。

なお、浸水により〇〇通りは通行できません。

台風第19号に係る避難情報・気象情報の配信について

10月11日(金)

発生時刻	避難情報	概要
17:54		【お知らせ】台風第19号の接近について
22:11		強風注意報(発表)、波浪注意報(継続)

10月12日(土)

8:19		暴風警報(発表)、波浪警報(発表)
10:00	(警戒レベル3) 避難準備・高齢者等 避難開始	土砂災害、河川氾濫 【対象:市全域】
14:09		大雨警報発表
15:10	(警戒レベル4) 避難勧告	土砂災害 【対象:市全域】
15:16		洪水警報発表
15:20	(警戒レベル4) 避難勧告	新川・好間川・矢田川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
15:30		(警戒レベル4相当情報)土砂災害警戒情報発表 【対象:市全域】
16:20	(警戒レベル4) 避難勧告	仁井田川(横川流域)、大久川(大久川流域・小久川流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
18:10		高潮警報(発表)
19:10	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	新川(平地区)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
19:30	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	好間川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
19:40	(警戒レベル4) 避難勧告	藤原川(下船尾流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
19:50		(警戒レベル5相当情報)大雨特別警報発表 ※警報レベル5相当
19:50	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	大久川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
20:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	鮫川(遠野町滝地区)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
20:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	宮川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
20:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	新川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】

発生時刻		概要
20:30	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	鮫川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
20:30	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	夏井川(小川流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
20:50	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	仁井田川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
21:30	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	仁井田川(横川流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
21:40	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	夏井川(鎌田流域、中神谷流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
21:50	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	仁井田川(戸田流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
22:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	土砂災害 【対象:市全域】
22:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	藤原川(下船尾流域)氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
22:30	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	蛭田川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
22:50	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	釜戸川氾濫おそれ 【対象:対象河川沿線】
23:10		高柴ダム放水開始:鮫川水系
23:20	(警戒レベル5) 災害発生情報	新川、夏井川にて氾濫発生 【対象:(新川)内郷内町字蛭内地内、内郷御厩町川向、谷川瀬一丁目、平字三崎、字愛谷町三丁目(夏井川)小川町高萩地内、及び「付近にお住まいの方】
23:40	(警戒レベル5) 災害発生情報	新川にて氾濫発生 【追加対象:平字作町三丁目】

10月13日(日)

発生時刻		概要
0:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	林城ポンプ場を起点とする浸水発生 【対象:林城字柳町、字西町、字下高田、住吉字道下、字長沼、字花木内、字八合、字飯塚】
0:00	(警戒レベル5) 災害発生情報	新川にて氾濫発生 【追加対象:内郷御台境町自在町】
0:00	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	島ポンプ場を起点とする浸水発生 【対象:島字入海、字後田、字榎内、字鮑尻、字犬吠、字前屋、字島、字駄古田、字高田町、字渡地、字畑下、字西屋、字館下】
0:30	(警戒レベル5) 災害発生情報	夏井川にて氾濫のおそれ 【対象:好間町川中子字落合地内、及び「付近にお住まいの方」】
0:50	(警戒レベル4) 避難指示(緊急)	林城ポンプ場を起点とする浸水発生 【追加対象:住吉字長泥】
4:00		大雨特別警報(解除)
8:08		暴風警報(解除)
14:20		土砂災害警戒情報(解除)
14:57		大雨警報(解除)
16:00		市内に発令していた避難勧告及び避難指示(緊急)を解除(河川)
22:16		波浪警報(解除)

10月14日(月)

14:05		洪水警報(解除)
14:05		市内に発令していた避難指示(緊急)を解除(土砂)